

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、善通寺市土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年10月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	藤田 松雄	善通寺市善通寺町4062番地	平成20年9月30日